

議案第13号

専決処分の承認について（平成26年度広島県後期高齢者医療広域
連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））

平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年11月11日提出

広島県後期高齢者医療広域連合長 藏田 義雄

（提案理由）

保険料還付金の支払額が当初見込額より多く、保険料還付金の歳出予算に不足が生じたため、平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の補正について、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、この案を提出する。

専決処分第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成27年3月13日

広島県後期高齢者医療広域連合長 藏田 義雄

平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、次の補正予算を別冊のとおり定める。

- 1 平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,904億166万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月13日

広島県後期高齢者医療広域連合長 藏田 義雄

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		4,976,194	5,000	4,981,194
	2 基金繰入金	4,235,955	5,000	4,240,955
歳入合計		390,396,669	5,000	390,401,669

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸支出金		5,764,535	5,000	5,769,535
	1 償還金及び還付加算金	5,764,535	5,000	5,769,535
歳 出 合 計		390,396,669	5,000	390,401,669

平成26年度 広島県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計 補正予算（第3号）説明書

1 総括
(歳入)

補正歳入歳出予算事項別明細

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	4,976,194	5,000	4,981,194
歳入合計	390,396,669	5,000	390,401,669

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 諸支出金	5,764,535	5,000	5,769,535	0	0	5,000	0
歳出合計	390,396,669	5,000	390,401,669	0	0	5,000	0

2 歳 入

(7款) 繰入金

(2項) 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 給付準備基金繰入金	2,201,727	5,000	2,206,727	1 給付準備基金繰入金	5,000	給付準備基金繰入金 5,000
計	4,235,955	5,000	4,240,955			

3 歳 出

(8款) 諸支出金

(1項) 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 保険料還付金	40,985	5,000	45,985	0	0	5,000	0	23 償還金, 利子及び 割引料	5,000	0102保険料還付金事業 ◎ 償還金, 利子及び割 引料 ・ 保険料還付金	5,000 5,000 5,000
計	5,764,535	5,000	5,769,535	0	0	5,000	0				